



総務課からのお知らせ

避難行動要支援者（災害時要援護者）に登録しませんか

村では、「災害が起こった時」迅速に自力で避難することが難しいと思われる要配慮者の避難の支援を行うことを目的に、前もってその細かな情報を登録しておき、災害発生時には避難の手助けなどを行う「避難行動要支援者」の名簿の作成を行っています。

※平成27年4月から、災害対策基本法及び新篠津村地域防災計画の修正により、「災害時要援護者」の名称が「避難行動要支援者」に変わりました。

対象者（在宅の方に限ります）

次の①から⑦のいずれかに当てはまり、対象となられる方で、自力では避難することが難しい方は、登録することができます。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ①介護保険の要介護3以上の方 | ②身体障害者手帳1級又は2級を持っている方 |
| ③療育手帳を持っている方 | ④精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方 |
| ⑤75歳以上でひとり暮らしの方 | ⑥75歳以上の世帯の方 |
| ⑦その他避難の手助けが必要と思う方 | |

具体的な支援内容

- ①避難勧告・避難指示よりも、前段階で避難情報を伝えます。（避難準備情報）
- ②避難支援者として、近くに住む親戚や近所の方を登録していただき、避難の際には、その登録している方へ村から支援の要請をします。
- ③避難した後においても、避難所などの処遇に必要な配慮をします。
- ④登録している情報のおかげで、迅速かつ細やかな対応が可能となります。
- ⑤登録と同時に個人情報の取扱いに同意していただきますので、関係団体と情報が共有され、迅速な安否確認などが行われます。

登録方法

次のいずれかで登録用紙を入手していただき、必要事項を記入後、役場総務課へ申請してください。

- ①役場総務課総務係（防災担当）に登録用紙を配置しています。
- ②下記の「申請・問合先」に電話等で連絡いただければ、登録用紙を郵送いたします。

登録台帳の作成

申請された情報をもとに、避難行動要支援者台帳を作成します。この台帳は村で保管し、年1回更新を行います。

また、申請と同時に同意いただいた個人情報の取扱いにより、消防署・消防団、警察署、民生委員協議会、社会福祉協議会等に情報提供します。

○申請・問合先／総務課総務係（防災担当） ☎ 57-2111（内線214）

